

プライバシーマーク付与認定審査に係る現地調査の旅費に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、プライバシーマーク付与認定審査手続規則第16条第2項に基づき、財団法人医療情報システム開発センター(以下、「財団」という。)のプライバシーマーク付与認定審査業務に係る、現地調査の旅費(以下、「現地調査旅費」と言う。)について定めたものである。

(現地調査旅費)

第2条 財団の理事長あるいはプライバシーマーク付与認定審査室長(以下、「室長」と言う。)は、申請事業者に対して現地調査旅費として、以下の交通費、宿泊費および日当を請求する(請求単位:人)。

- 一 交通費 当該現地調査に伴って発生した鉄道賃(グリーン券除く)、航空賃、船舶賃、電車・バス賃、必要に応じてタクシー賃の実費を請求する。
- 二 宿泊費 実費(1泊 15,000円を限度)とする。ただし、宿泊費は原則として以下のいずれかの場合に請求する。
 - イ.財団の所在地を基点として、審査対象地が140キロメートル以上にある場合
 - ロ.財団の所在地を基点として、移動時間及び審査時間の合計が10時間を超える場合
- ハ.その他、上記イ、ロに準じると室長が判断した場合
- 三 日当 1日 5,000円とする。ただし、現地調査対象地が東京23区内である場合は、交通費を含むものとする。

(請求および振込)

第3条 現地調査旅費は、現地調査終了後に請求する。

- 2.現地調査を受けた事業者は、すみやかに財団の指定する金融機関に現地調査旅費を振り込むものとする。ただし、振込費用は申請事業者の負担とする。
- 3.請求にあたって財団は、交通費および宿泊費に関する領収書ないしその写しを添付しないものとする。

(審査の中止)

第4条 財団は、審査料及び現地調査旅費の振込のない間、審査を中止することができる。

(改定)

第5条 本規則の改定は、プライバシーマーク付与認定審査室において行い、理事長の承認を得るものとする。

附 則

本規則は、平成15年7月23日から施行する。

平成17年4月1日改訂

以上